

2026年5月1日

吸収合併に関する事後備置書類

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、日本コンピュータビジョン株式会社（本店所在地：東京都港区海岸一丁目7番1号。以下「日本コンピュータビジョン」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年5月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、日本コンピュータビジョンを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026年5月1日

2. 吸収合併消滅会社である日本コンピュータビジョンにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過、第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

日本コンピュータビジョンは当社の完全子会社であったため、会社法第784条の2の規定による本合併の差止請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

日本コンピュータビジョンは当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続きについて、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

日本コンピュータビジョンは、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第787条の規定に基づく新株予約権買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

日本コンピュータビジョンは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年3月16日付の官報に掲載するほか、電子公告により債権者に対し、本合併に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同法789条第1項の規定に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社である当社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本合併を実施したため、同法第796条の2の規定による本合併の差止請求に係る手続について該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき株主総会の承認を経ずに本合併を実施したため、同法第797条の規定に基づく反対株主からの株式買取請求に係る手続について該当事項はありません。なお、当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2026年3月16日開始の電子公告により株主への公告を行ったところ、所定の期間内に株主1名から本合併に反対する旨の通知がありましたが、会社法第796条第3項及び会社法施行規則第197条に定める株式の数には達しませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年3月16日付で、官報に掲載するほか、電子公告により債権者に対し、本合併に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同法799条第1項の規定に基づく異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が日本コンピュータビジョンから承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2026年5月1日をもって、日本コンピュータビジョンの資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により日本コンピュータビジョンが備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 本合併に関する変更登記をした日

2026年5月11日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

2026年3月16日

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

東京都港区海岸一丁目7番1号
日本コンピュータビジョン株式会社
代表取締役 桜井 勇人

ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）を吸収合併存続会社、日本コンピュータビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うに際して、会社法第782条第1項及び同法施行規則第182条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙に記載のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

当社はソフトバンクの完全子会社であることから、本合併において合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度にかかる計算書類等

ソフトバンクは有価証券報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）よりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末尾後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末尾後に生じた重要な後発事象

当社は、2025年11月26日開催の株主総会において、「資本金及び資本準備金の額の減少の件」を承認可決し、2026年3月2日付けで資本金の額を1,525,000,000円減少して100,000,000円に、資本準備金の額を1,525,000,000円減少して0円とし、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えております。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併の効力発生日後のソフトバンクの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日後のソフトバンクの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、ソフトバンクの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併の効力発生日後におけるソフトバンクの債務について履行の見込みがあると判断いたします。



合併契約書

ソフトバンク株式会社（住所：東京都港区海岸一丁目7番1号。以下「甲」という。）及び日本コンピュータビジョン株式会社（住所：東京都港区海岸一丁目7番1号。以下「乙」という。）は、以下のとおり合意に達したので、2025年11月26日付で、以下のとおり合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をし、これにより、乙は第2条に定める効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務をそれぞれ甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第2条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年5月1日とする。但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第3条（本合併に際して交付する株式等に関する事項）

本合併は無対価とし、甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代る金銭等を交付しない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際し、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（合併契約承認株主総会等）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
3. 甲及び乙は、効力発生日までに、本合併に必要な事項に関する取締役会の決議その他の適法な手續きを得るものとする。

第6条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までに甲を割当先とする乙による募集株式の発行を行うことができる。

第7条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日に、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、甲及び乙が別途協議の上、これを定める。

第8条（本契約の条件の変更及び解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。なお、疑義を避けるために規定すれば、本合併の効力の発生を妨げる事由が生じ、かかる事由を効力発生日までに解消できない場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約を解除するものとする。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本契約書の正本1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が正本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2025年11月26日

甲： ソフトバンク株式会社

東京都港区海岸一丁目7番1号

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤



乙： 日本コンピュータビジョン株式会社

東京都港区海岸一丁目7番1号

代表取締役社長 桜井 勇人

